

第 1 1 回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 6 年 1 1 月 2 0 日（水） 1 3 時 3 0 分～1 4 時 3 0 分

2 開催場所 天栄村役場 3 階 正庁

3 出席委員 （9 人）

会 長	9 番委員	佐 藤 正 尉
会長職務代理	8 番委員	小 針 重 男
委 員	1 番委員	石 井 正 美
	2 番委員	大 河 原 友 治
	3 番委員	車 田 京 子
	4 番委員	春 日 富 夫
	5 番委員	佐 藤 光 榮
	6 番委員	馬 場 吉 信
	7 番委員	綱 藤 清 晴

農地利用最適化推進委員

大 須 賀 隆

4 議事日程

報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について

報告第 2 号 農地の賃貸借の合意解約について

議案第 1 号 現況確認証明申請適否決定について

議案第 2 号 令和 6 年度農用地利用集積計画適否決定について

5 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 芳賀 信弘

農業委員会書記 金澤 秀一

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。
開会を小針職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまより、令和6年第11回天栄村農業委員会総会を開会します。
事務局長 続きまして佐藤会長より挨拶を申し上げます。
会長 (会長挨拶)
事務局長 続きまして議長選出です。天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることとなっております。佐藤会長より申し上げます。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます。よろしくお願いします。
す。本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。
会議に入る前に議事録署名委員の指名をします。1番 石井委員、2番 大河原委員の両名をお願いいたします。それでは議事に入ります。

議長 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 報告第2号「農地の賃貸借の合意解約について」を議題といたします。
事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)
議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これは報告事項ですので承認とさせていただきます。

議長 続いて、議案第1号「現況確認証明申請適否決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。大里北部・大里中部地区担当の農業委員 春日委員よりご説明願います。

春日委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いのない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、議案第2号「令和6年度農用地利用集積計画適否決定について」を議題といたします。この議案のNo.1について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は西郷・中郷地区担当の農地利用最適化推進委員 大須賀委員よりご説明願います。

大須賀委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いのない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No.2について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は西郷・中郷地区担当の農地利用最適化推進委員 大須賀委員よりご説明願います。

大須賀委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いのない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 3 について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は大里東部・南部地区担当の農地利用最適化推進委員 牧委員よりご説明願います。

牧委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 4 について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は今坂・中屋敷・太多郎地区担当の農地利用最適化推進委員 瀬和委員よりご説明願います。

瀬和委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 続いて、No. 5 について事務局より説明願います。事務局より説明願います。

事務局 (事務局説明)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながらご審議願いたいと思います。この案件は今坂・中屋敷・太多郎地区担当の農地利用最適化推進委員 瀬和委員よりご説明願います。

瀬和委員 申請者に確認したところ、申請内容のとおり間違いのない旨の報告がございました。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

議長 以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。ご協力ありがとうございます。ありがとうございました。

事務局長 閉会を小針職務代理よりお願いいたします。

職務代理 以上を持ちまして、第 11 回天栄村農業委員会総会を閉会します。

(14:30 終了)

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名する。

令和 6 年 12 月 20 日

議 長 佐藤 正樹

1 番委員 石井 正美

2 番委員 久河原 友治